

(公 印 省 略)

分医発第1568号
令和6年6月17日

各 郡市等医師会担当理事 殿

大分県医師会常任理事 三 島 康 典

「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」等
(令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業) について

こども家庭庁より各都道府県宛に標記事務連絡が発出された旨、日医から別紙の通り連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、自治体や保育所からの相談等や災害対応のご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和 6 年 6 月 1 3 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 江 澤 和 彦

常任理事 渡 辺 弘 司

（公印省略）

「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」等
（令和 5 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、こども家庭庁成育局保育政策課より各都道府県保育主管部（局）宛に、標記事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても周知依頼がありました。

本件は、令和 5 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「保育所等における医療的ケア児の受入れ方策及び災害時における支援の在り方等に関する調査研究」（本会より渡辺常任理事が参画）において策定された、①保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン、および②保育所における医療的ケア児の災害時対応ガイドラインの周知を求めるものです。

①は令和 2 年度に策定されたもの（令和 3 年 5 月 1 8 日付（地 76・健Ⅱ 88）をもって送付済）の改訂版となります。また、②は医療的ケア児支援法の附則において、災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるとされたことを踏まえたもので、業務継続計画

（BCP）のひな形も作成されています。これらのガイドライン等は、本調査研究の受託事業者である「みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社」のホームページに掲載されています。

つきましては、貴会管下郡市区医師会への周知をお願いするとともに、各郡市区医師会におかれましては、自治体や保育所からの相談等や、災害対応につきまして、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

<送付資料>

- ・こども家庭庁成育局保育政策課事務連絡（令和6年6月6日付）

参考資料1 調査研究報告書概要

参考資料2 医療的ケア児保育支援事業

<みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社ホームページ掲載>

<https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/r05kosodate2023.html>

事業報告書

保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン（2023年版）

保育所における医療的ケア児の災害時対応ガイドライン

保育所における医療的ケア児の災害時対応ガイドライン（業務継続計画（ひな形）

こ成保第 633 号
令和 6 年 6 月 6 日

公益社団法人 日本医師会 御中

こども家庭庁成育局保育政策課
(公 印 省 略)

「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」
(令和 5 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業) について

保育行政の推進につきましては、かねてより格段の御配慮を賜り深く感謝申し上げます。

別添のとおり、各都道府県・指定都市・中核市保育主管部（局）宛に通知しましたので、貴会におかれましても、関係者に対し周知いただきますよう御配慮をお願い申し上げます。

事務連絡

令和6年6月6日

都道府県
各 指定都市 保育主管部（局） 御中
中核市

こども家庭庁成育局保育政策課

「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」等
(令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業) について

今般、令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の「保育所等における医療的ケア児の受入れ方策及び災害時における支援の在り方等に関する調査研究」において、「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」および「保育所における医療的ケア児の災害時対応ガイドライン」が策定されました。

「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」は、市区町村や保育所等における医療的ケア児の受け入れを支援することを目的として、令和2年度に同調査研究事業において策定したガイドラインに、保育所等における具体的な対応方法や事例を盛り込み、より実践的な手引きとなるようとりまとめたものです。

さらに、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の附則において、災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする事とされたことから、「保育所における医療的ケア児の災害時対応ガイドライン」を作成いたしました。

医療的ケア児はこどもの状態や特性により、災害時において電源確保が必要となる等、留意すべき事項があります。本ガイドラインを活用し、業務継続計画(BCP)の策定を通して、平常時より、在園する医療的ケア児の災害対応についてご検討頂くようお願い致します。

各都道府県におかれましては、管内の市区町村及び関係機関等に周知をいただき、保育所等における医療的ケア児の受け入れ体制の整備および災害対応にご活用くださいますようお願いいたします。

また、本調査研究では、保育所等における医療的ケア児の受け入れに関する実態調査も行っておりますので、下記の URL から併せてご参照ください。

本件については、都道府県・指定都市・中核市の医療関係部局に、また、公益社団法人日本医師会を通じて、各都道府県医師会等にも情報提供されることとなっておりますことを申し添えます。

記

「保育所等における医療的ケア児の受入れ方策及び災害時における支援の在り方等に関する調査研究報告書」

<https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/r05kosodate2023.html>

(参考資料 1) 保育所等における医療的ケア児の受入れ方策及び災害時における支援の在り方等に関する調査研究報告書 概要

(参考資料 2) 医療的ケア児保育支援事業

以上

保育所等における医療的ケア児の受入れ方策及び 災害時における支援の在り方等に関する調査研究 報告書 概要

(令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)

保育所等における医療的ケア児の受け入れ方策及び 災害時における支援の在り方等に関する調査研究 報告書（概要）

＜令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書＞（令和6年3月 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）

調査研究の目的・概要

- 市区町村や保育所等における医療的ケア児の受け入れを支援することを目的として、
 - ・ 保育所等における医療的ケア児の受け入れ状況等
 - ・ 保育所等における医療的ケア児の災害対応の状況等を調査・把握するとともに、受け入れ及び支援に係る取組のポイントや好事例を盛り込んだガイドラインを作成。
- 調査研究に当たり、有識者等からなる研究会を設置し、指導・助言を得た。

＜保育所等における医療的ケア児の受け入れ方策及び災害時における支援の在り方等に関する調査研究 委員一覧＞

秋山 千枝子 (あきやま子どもクリニック院長)	野澤 裕美 (横浜市子ども青少年局保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長)
春日 佳子 (甲賀市子ども政策部保育幼稚園課主任看護師)	服部 明子 (全国保育士会 副会長)
菅井 裕行 (宮城教育大学大学院教育学研究科教授)	福岡 寿 (日本相談支援専門員協会 名誉顧問)
鈴木 千琴 (済生会横浜市東部病院 認定看護師教育課程小児プライマリケア分野主任教員/小児看護専門看護師)	松井 剛太 (香川大学教育学部准教授) 【座長】
瀬山 さと子 (カミヤト凸凹保育園 園長)	渡辺 弘司 (日本医師会常任理事)

調査研究の実施方法等

アンケート調査
(市区町村悉皆)
(受け入れ保育所等)

調査期間：令和5年12月～令和6年1月

調査対象：全市区町村（回収数 1,000/1,741件（回収率57.4%））
医療的ケア児を受け入れている保育所等（回収数 424件）

調査内容：市区町村 [医療的ケア児の受け入れ環境整備及び、災害対応の状況 など]
保育所等 [医療的ケア児受け入れのための取組、災害等緊急時の際の対応方針・備え など]

ヒアリング調査
(受け入れ自治体等
9か所)

調査期間：令和5年12月～令和6年2月

調査対象：医療的ケア児を受け入れている自治体、保育所等

調査内容：受け入れ体制・環境整備、災害時の対応、利用者・保護者からのニーズ、課題 など

ガイドラインの作成

研究会において、地域の実情に応じた医療的ケア児受け入れに当たっての体制整備や災害時の対応のポイントを整理し、具体的な事例も盛り込んだガイドラインを作成。

1. 調査の概要

全国の市区町村、医療的ケア児を受け入れている認可保育所を対象に、医療的ケア児の受け入れ実態や受け入れ方法に関する基礎的なデータの把握を目的としてアンケート調査を実施

[調査方法] : Eメールで送付・回収 (都道府県経由)

[調査時期] : 令和5年12月～令和6年1月

[調査内容]

	配布数	回収数	回収率
市区町村	1,741件	1,000件	57.4%
保育所等	-	424件	-

市区町村	保育所等
<ul style="list-style-type: none"> ○基本情報 ○医療的ケア児の受け入れに向けた環境整備の状況 ○関係機関との連携状況 ○医療的ケア児の災害等緊急時における対応の把握状況 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本情報 ○医療的ケア児の受け入れのための取組み ○これまで対応した実績がある医療的ケアの内容 ○災害等緊急時の際の対応方針・備え など

2. 市町村の状況

1 医療的ケア児の受け入れ状況

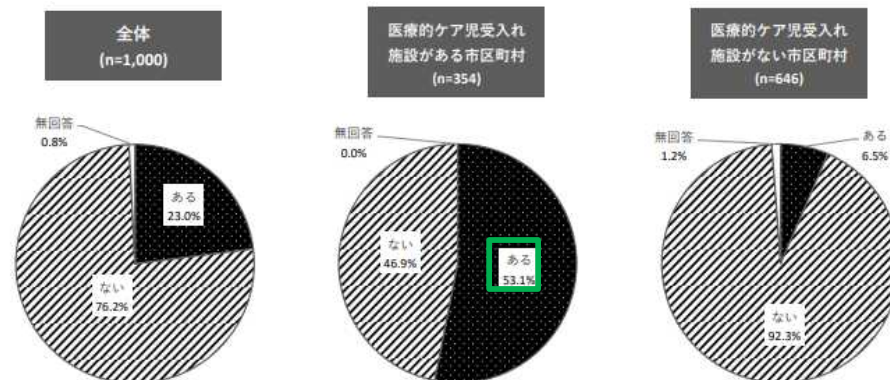
- 回答のあった976市区町村※のうち、医療的ケア児の受け入れ可能施設がある市区町村43.0%、医療的ケア児の受け入れがある市区町村は36.3%であった。

※24市区町村は無効回答

回答数	976 (100.0%)
うち、受け入れ可能施設のある市区町村	420 (43.0%)
うち、受け入れのある市区町村	354 (36.3%)

2 ガイドライン等の作成

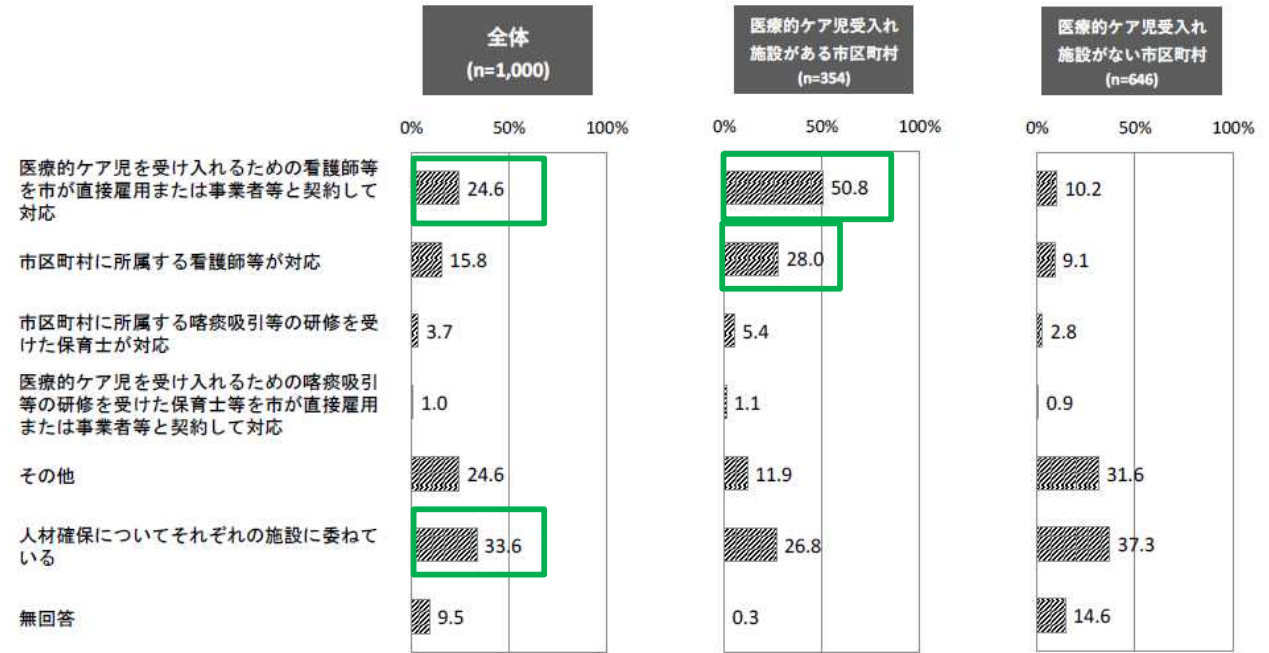
- 医療的ケア児の受け入れに当たってのガイドライン等を作成しているのは、医療的ケア児受け入れ施設がある市区町村では53.1%であった。



3 人材確保の取組み状況（複数回答）

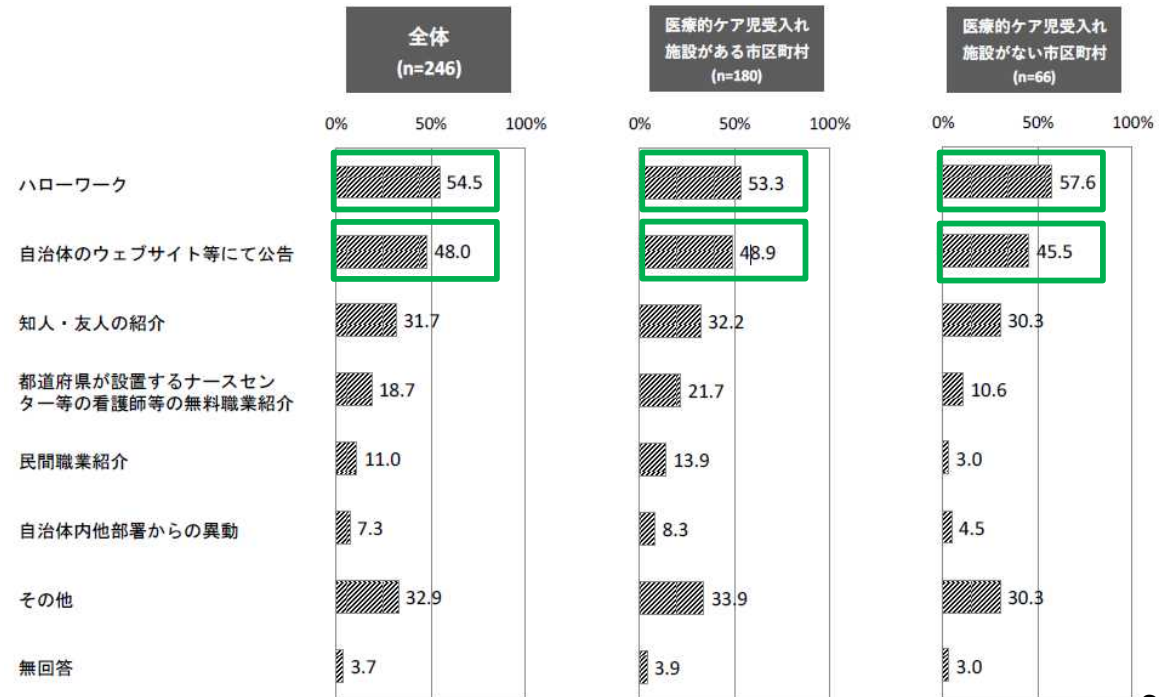
人材確保の取組み状況について、回答市区町村全体では、「人材確保についてそれぞれの施設に委ねている」が33.6%と最も多く、次いで「医療的ケア児を受入れるための看護師等を市が直接雇用または事業所等と契約して対応」が24.6%であった。

医療的ケア児受入れ施設がある市区町村では「医療的ケア児を受入れるための看護師等を市が直接雇用または事業所等と契約して対応」が50.8%と最も多く、次いで「市区町村に所属する看護師等が対応」が28.0%であった。



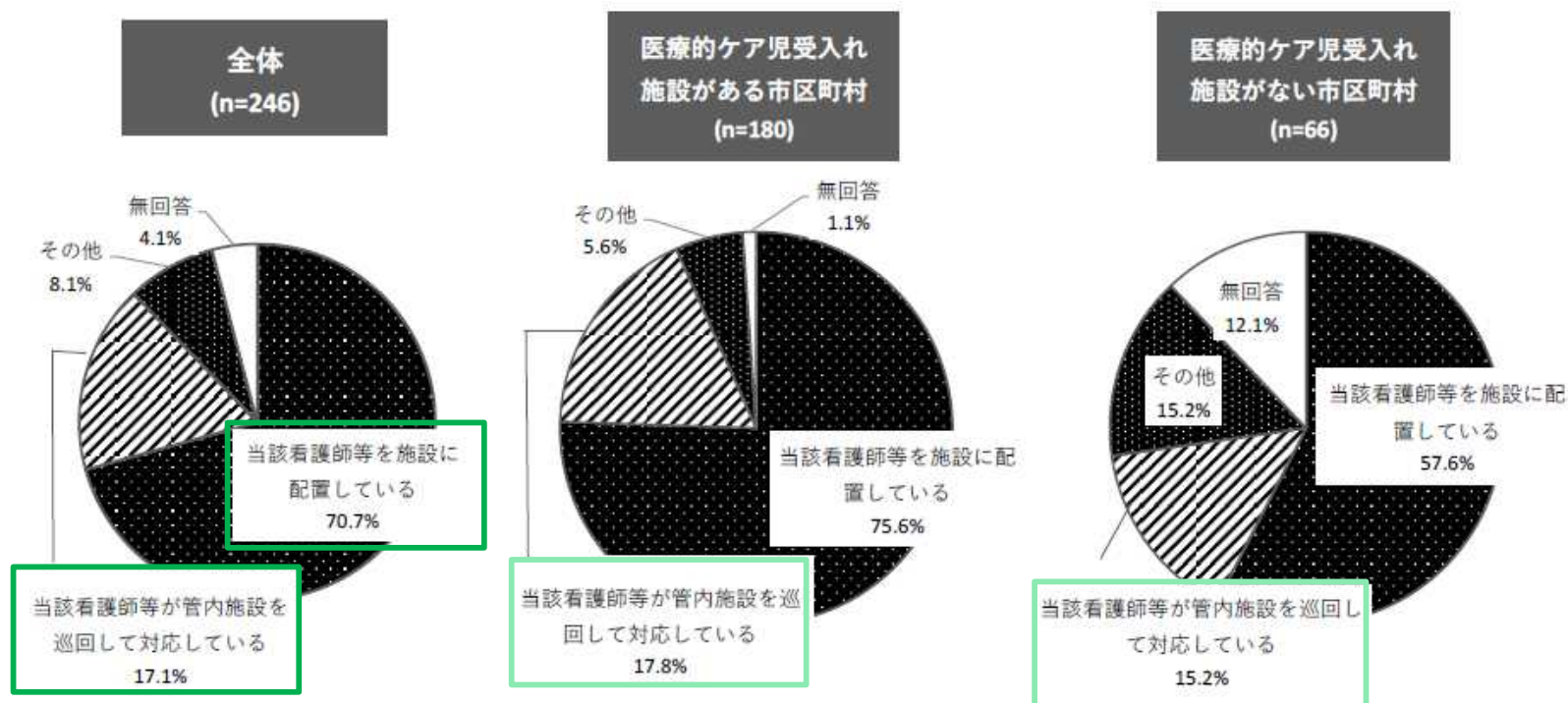
4 看護師等の募集方法（複数回答）

人材確保の取組みとして③で「医療的ケア児を受入れるための看護師等を、市が直接雇用または事業者等と契約して対応」を行っている場合、当該看護師等の募集方法については、回答市区町村全体では、「ハローワーク」が54.5%と最も多く、次いで「自治体のウェブサイト等にて公告」が48.0%であった。



5 看護師等を、市が直接雇用または事業者等と契約して対応を行っている場合における医療的ケア児への対応

- 人材確保の取組みとして③で「医療的ケア児を受入れるための看護師等を、市が直接雇用または事業者等と契約して対応」を行っている場合、医療的ケア児への対応については、回答市区町村全体では、「当該看護師等を施設に配置している」が70.7%と最も多く、次いで「当該看護師等が管内施設を巡回して対応している」が17.1%であった。



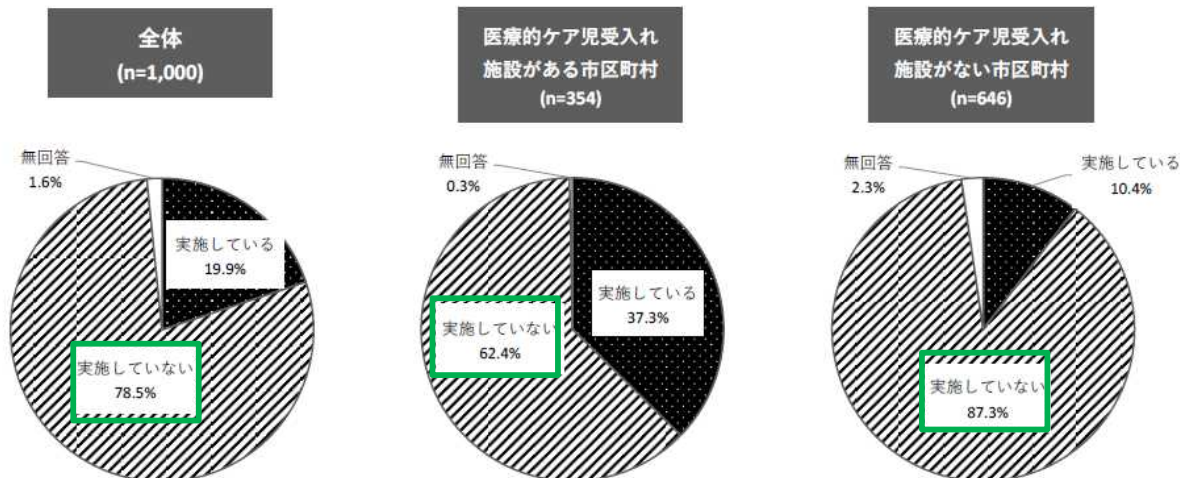
※「看護師等」は看護師・保健師・助産師・准看護師を指す。

「当該看護師等が管内施設を巡回して対応している」と回答した場合、具体的な事例として、以下の回答が得られた。

- 保育所に看護師を配置。早朝～延長保育必要児に対し、早出・遅出の対応を実施。現在、遅出8:50～17:35勤務を園看護師が実施し、早出7:45～8:50までを所管課の看護師が対応。
- 医療的ケア児が週5日半日通園しており、他園と兼務する看護師2名を割り振って半日配置を行っている。

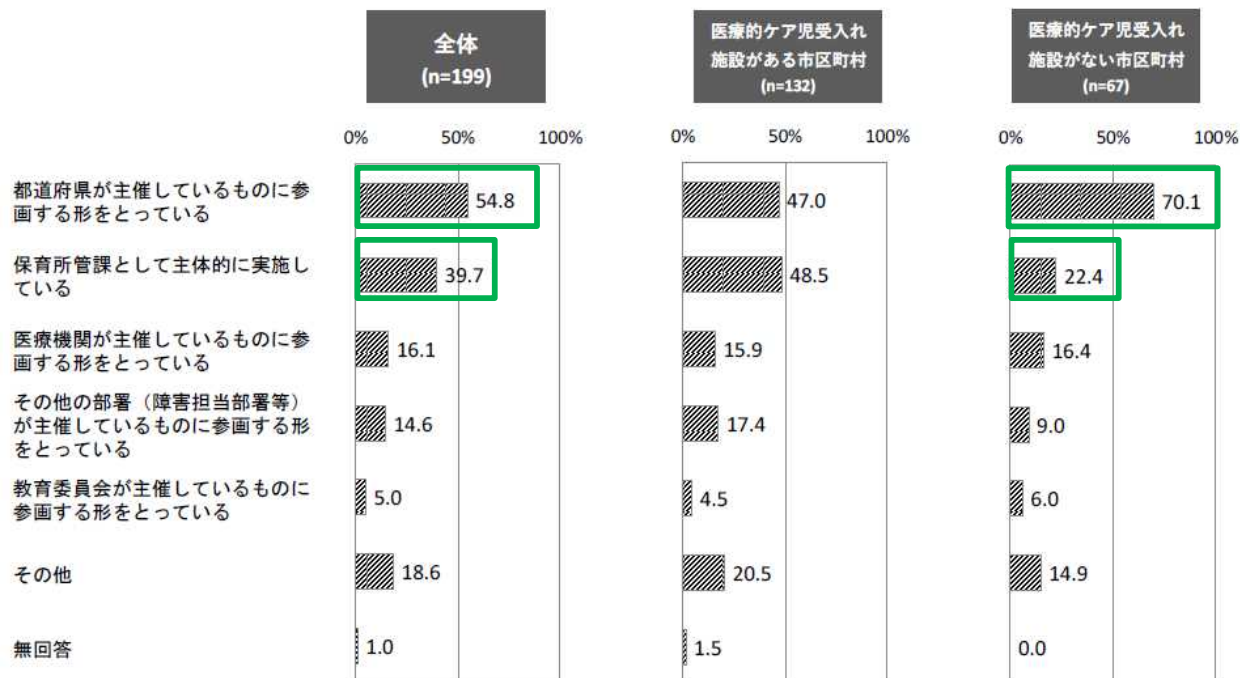
6 医療的ケア児の受入れに関する研修等の実施状況

- 医療的ケア児の受入れに関する研修等の実施状況については、回答市区町村全体では、「実施していない」が78.5%であった。医療的ケア児の受入れ施設がある市区町村／ない市区町村別にみると、施設がある市区町村では「実施していない」が62.4%、施設がない市区町村では「実施していない」が87.3%であった。

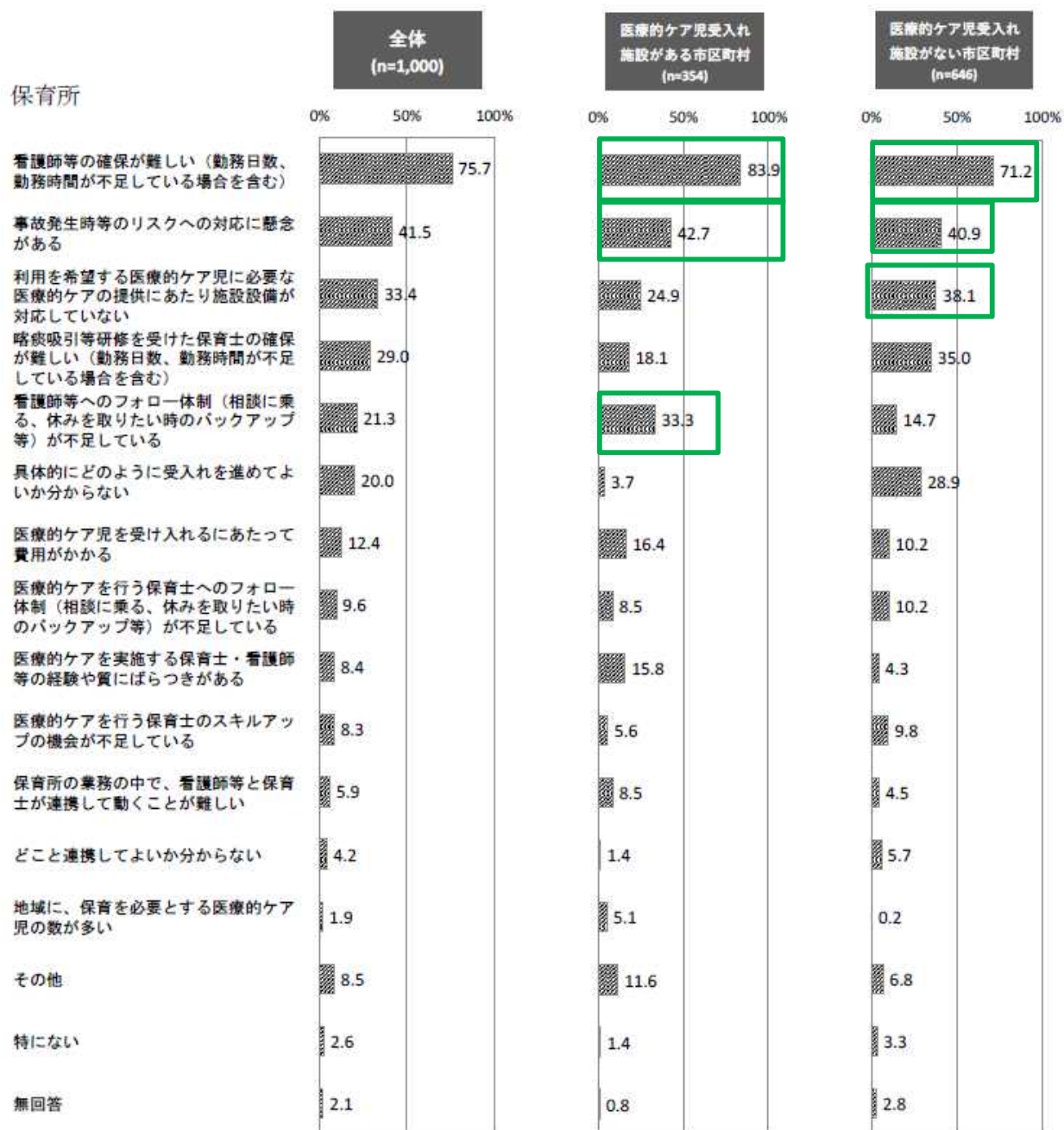


7 研修等の実施主体（複数回答）

- 研修を実施している場合、研修の実施主体については、回答市区町村全体では、「都道府県が主催しているものに参画する形をとっている」が54.8%と最も多く、次いで「保育所管課として主体的に実施している」が39.7%であった。医療的ケア児の受入れ施設がない市区町村では「都道府県が主催しているものに参画する形をとっている」が70.1%と最も多く、次いで「保育所管課として主体的に実施している」が22.4%であった。



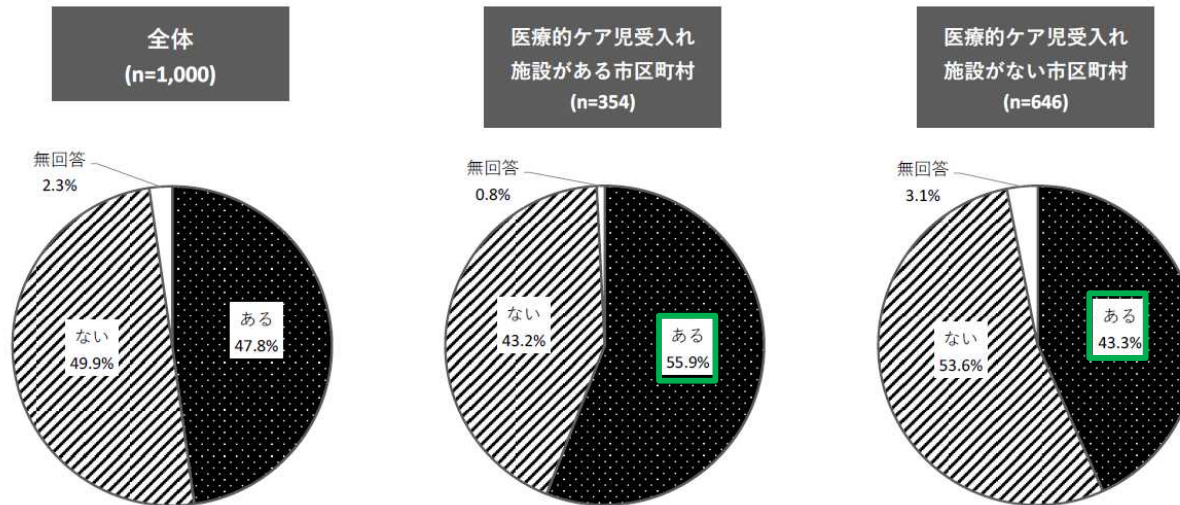
8 医療的ケア児の受け入れに当たっての課題（複数回答）



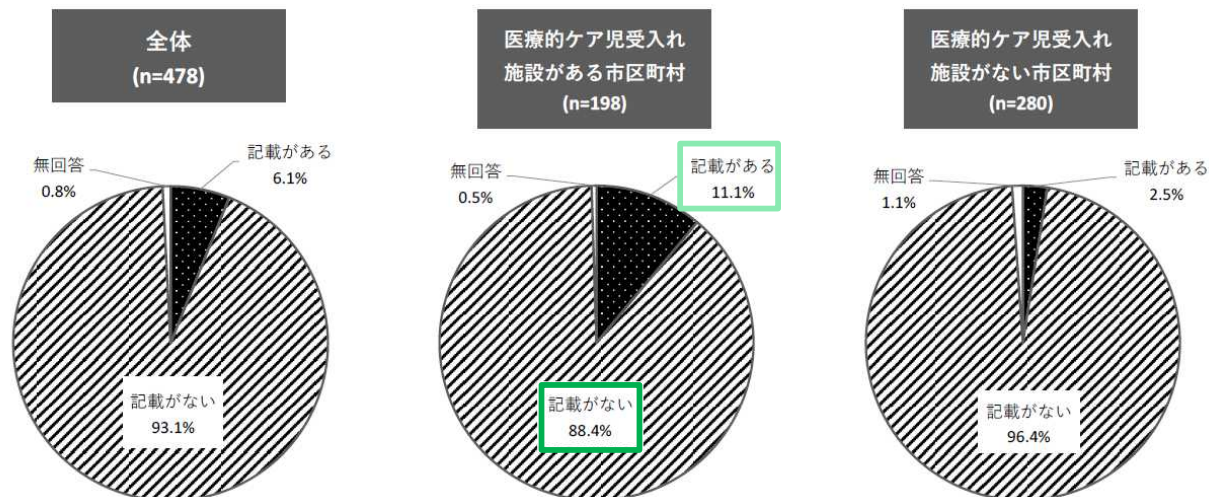
- ・ 保育所等における医療的ケア児の受け入れにあたっての課題は、医療的ケア児受入れ施設がある市区町村、ない市区町村ともに
- ・ 「看護師等の確保が難しい（勤務日数、勤務時間が不足している場合を含む）」（83.9%、71.2%）が最も多く、
- ・ 次いで「事故発生時等のリスクへの対応に懸念がある」（42.7%、40.9%）であった。
- ・ 医療的ケア児の受入れ施設がある市区町村は、次いで「看護師へのフォロー体制（相談に乗る、休みを取りたい時のバックアップ等）が不足している」が、33.3%であった。
- ・ 医療的ケア児の受入れ施設がない市区町村は次いで「利用を希望する医療的ケア児に必要な医療的ケアの提供にあたり施設設備が対応していない」が、38.1%であった。

9 災害時の対応方針

- 災害時の対応方針を文書等で定めている市区町村は、
医療的ケア児の受入れ施設がある市区町村 55.9%、医療的ケア児の受入れ施設がない市区町村 43.3%であった。



災害時の対応方針について文書等で定めている場合、医療的ケア児を想定した内容についての記載の有無について、医療的ケア児の受入れ施設がある市区町村では、記載があると回答した市区町村は、11.1%。記載がないと回答した市区町村は、88.4%であった。



10 医療的ケア児の災害時への備えに関する対応（複数回答）

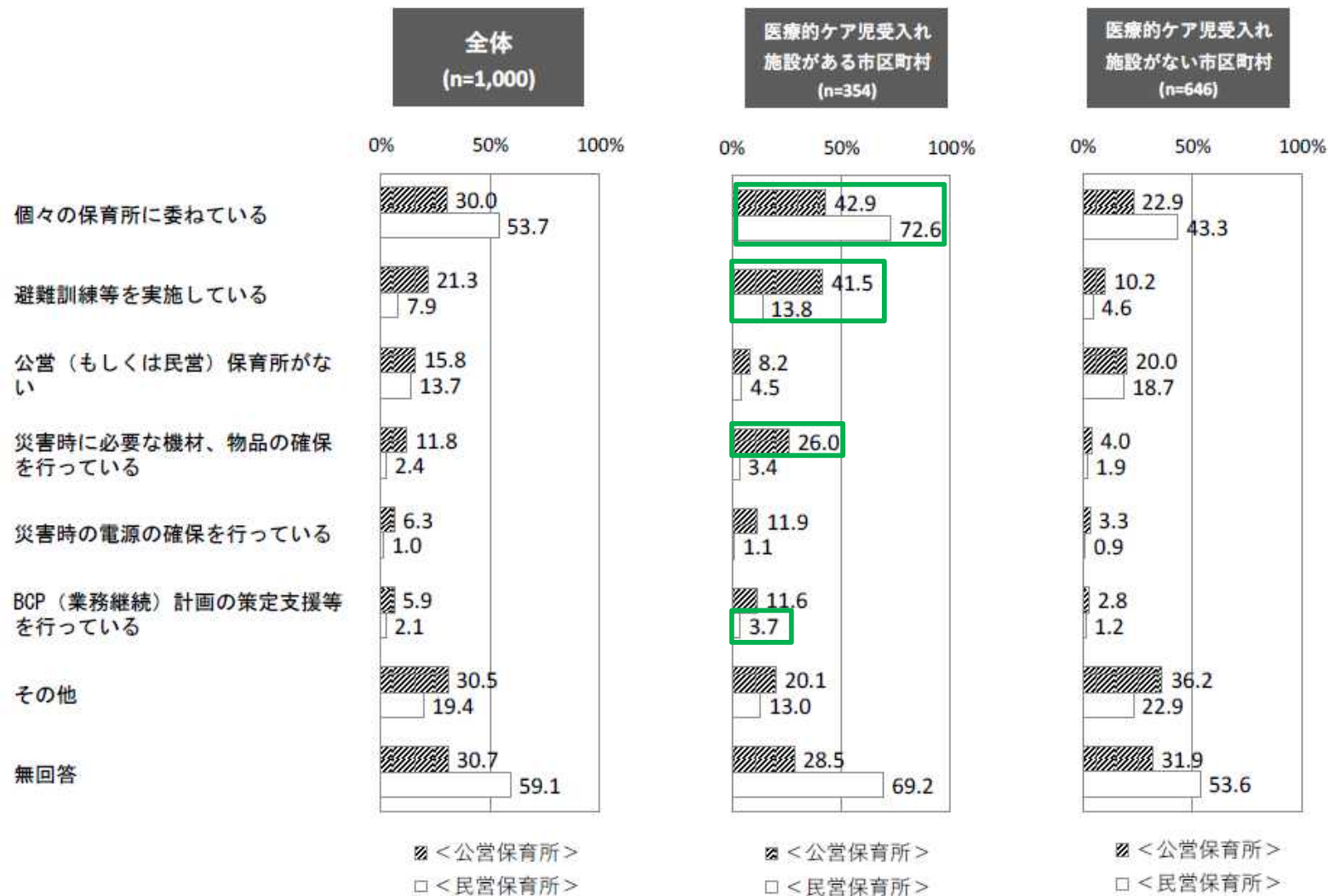
医療的ケア児の災害時への備えに関する対応として、
医療的ケア児の受入れ施設がある市区町村においては、

【公営保育所】

個々の保育所に委ねている **42.9%**
 避難訓練等を実施している **41.5%**
 災害時に必要な機材、物品の確保を行っている **26.0%**

【民営保育所】

個々の保育所に委ねている **72.6%**
 避難訓練等を実施している **13.8%**
 BCP(業務継続)計画の策定支援等を行っている **3.7%**



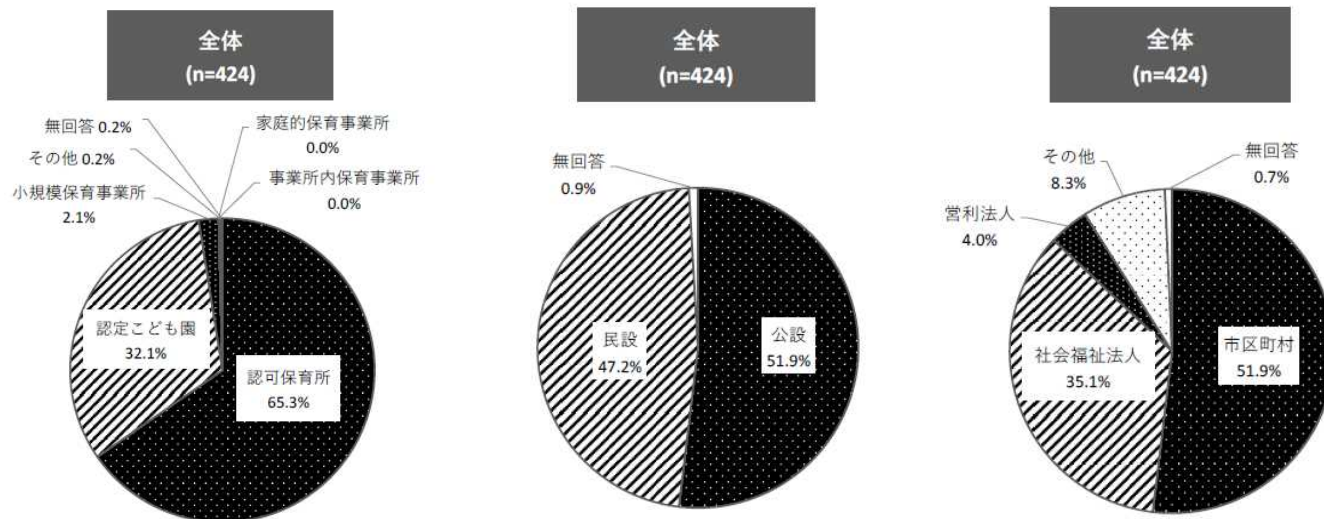
3. 保育所等の状況

1 施設の概要

・回答のあった、医療的ケア児のいる施設424カ所の概要は以下のとおり。

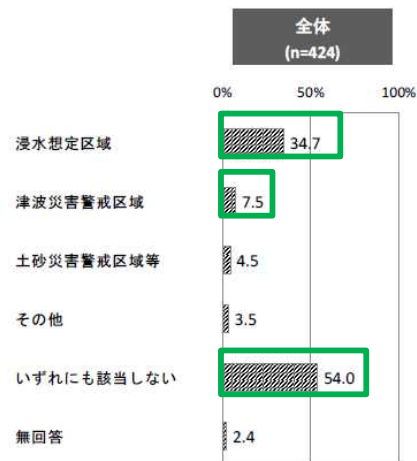
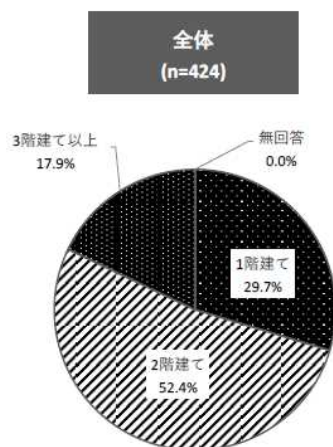
[施設種別] 認可保育所 (65.3%)、認定こども園 (32.1%)、小規模保育事業所 (2.1%)、その他 (0.2%)

[運営主体] 市区町村 (51.9%)、社会福祉法人 (35.1%)、営利法人 (4.0%)、その他 (8.3%)



[建物構造] 2階建て (52.4%)、1階建て (29.7%)、3階建て以上 (17.9%)

[立地] いずれにも該当しない (54.0%)、浸水想定区域 (34.7%)、津波災害警戒区域 (7.5%)



「その他」の回答

- ・原子力発電所の50キロ圏内
- ・地滑り防止区域
- ・噴火警戒レベル設定区域
- ・海岸近くの高台
- ・急傾斜地

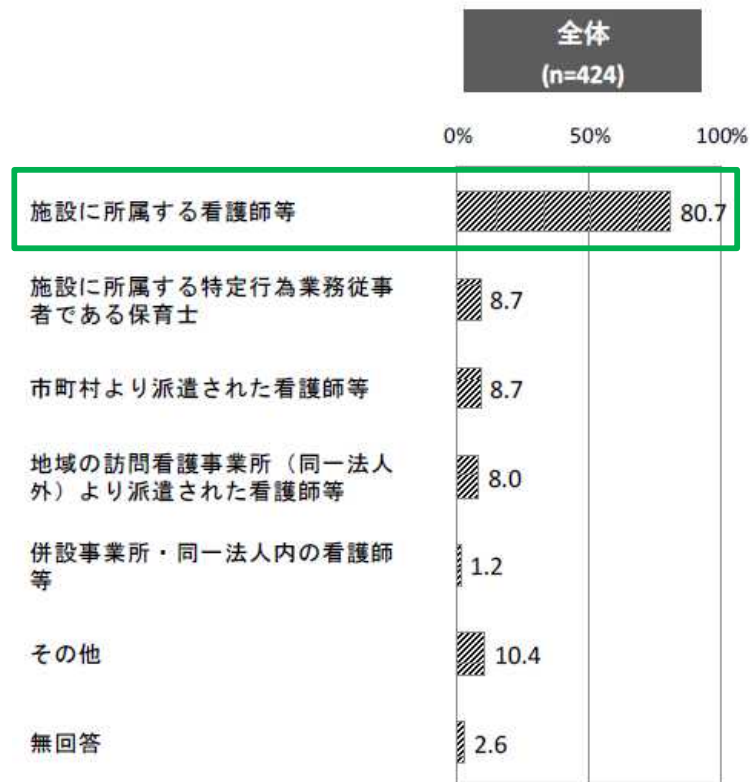
2 これまでに対応した医療的ケアの内容（複数回答）



・これまでに対応した実績がある医療的ケアの内容については、「導尿」が29.7%と最も多く、次いで「経管栄養（経鼻）」28.5%であった。

3 医療的ケアを行う人員（複数回答）

医療的ケアを行っている人員については、「施設に所属する看護師等」が80.7%と最も多く、次いで「施設に所属する特定行為業務従事者である保育士」、「市町村より派遣された看護師等」がそれぞれ8.7%であった。



4 医療的ケア児の受入れについて現在感じている課題（複数回答）

・施設において医療的ケア児の受入れに関して現在感じている課題については、「事故発生時等のリスクへの対応に懸念がある」が53.3%と最も多く、次いで「看護師等の確保が難しい（勤務日数、勤務時間が不足している場合を含む）」が39.6%であった。

全体
(n=424)



5 看護師等の募集方法、実際に採用した方法（複数回答）

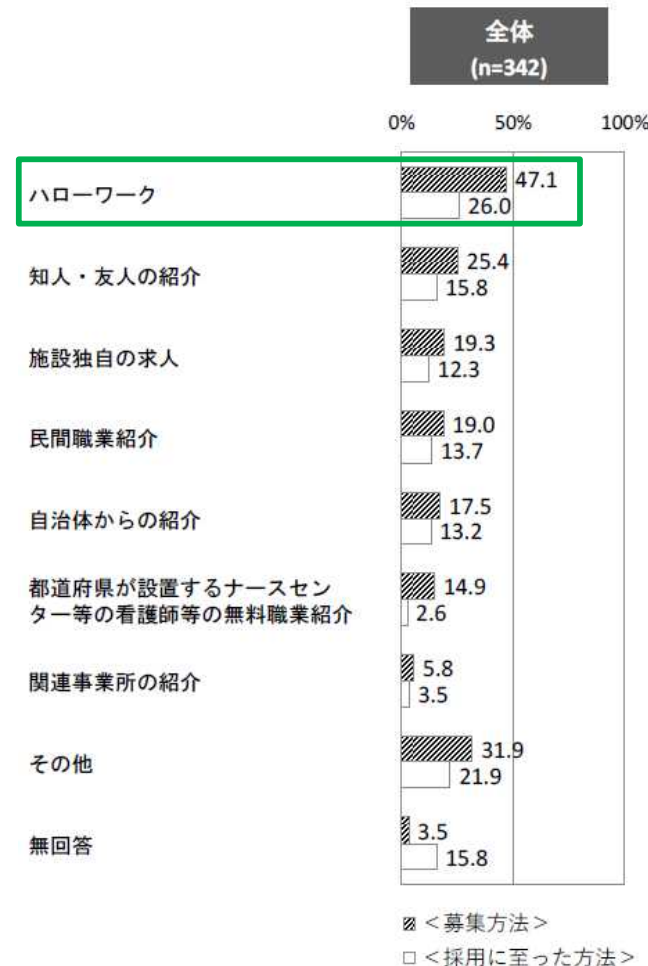
医療的ケアを行っている人員として③で「施設に所属する看護師等」が該当する場合、

医療的ケア児への対応にあたり、当該看護師等の募集方法については、

- ・「ハローワーク」が47.1%と最も多く、
- ・「知人・友人の紹介」が25.4%であった。

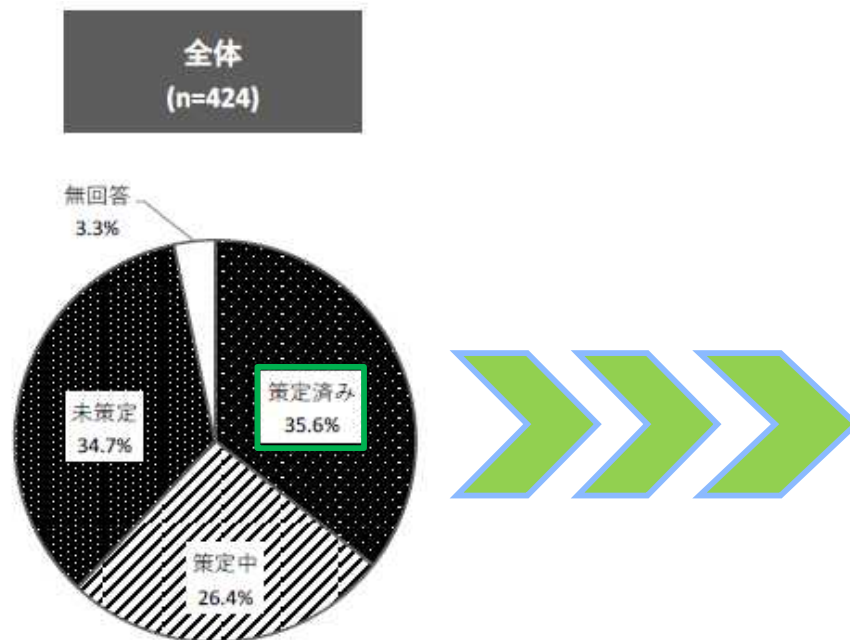
また、当該看護師等を実際に採用した方法については、

- ・「ハローワーク」が26.0%と最も多く、
- ・「知人・友人の紹介」が15.8%であった。

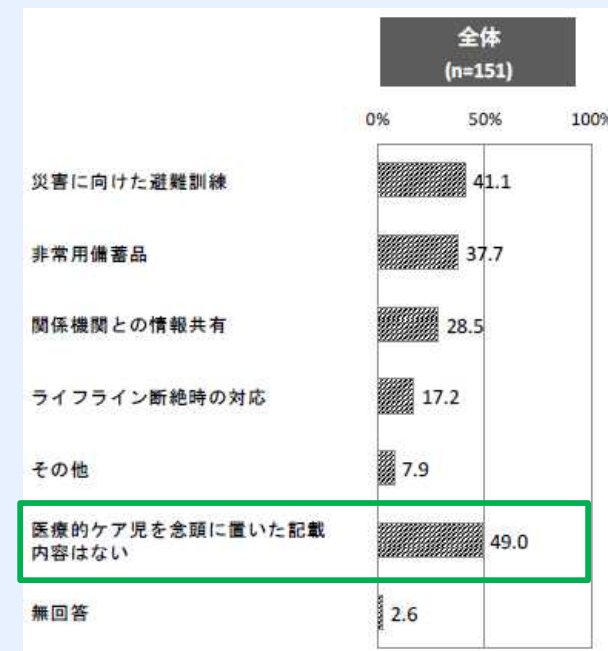


6 災害時の対応方針(BCP計画の策定状況)

- 災害等の発生に備えたBCP計画（業務継続計画）の策定状況（施設独自でなく、法人全体での計画でも構わない）については、「策定済み」が35.6%と最も多く、次いで「未策定」が34.7%であった。

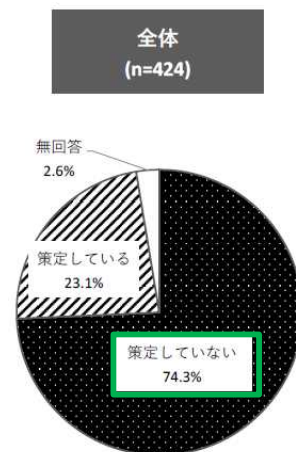


BCP計画を策定済みである場合、医療的ケア児を念頭に置いた記載内容については、「医療的ケア児を念頭に置いた記載内容はない」が49.0%と最も多く、次いで「災害に向けた避難訓練」が41.1%であった。

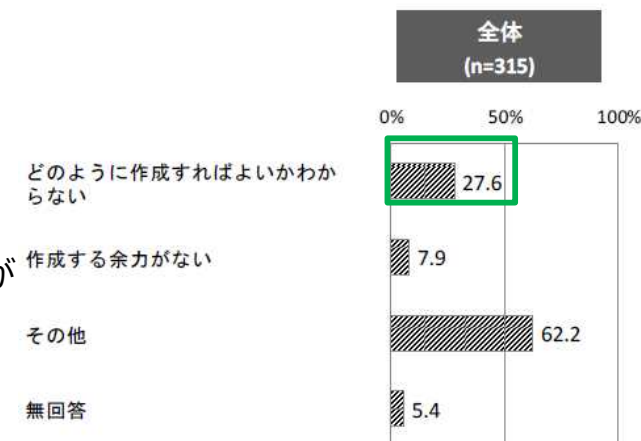


7 避難計画の策定状況

医療的ケア児について、災害発生時等を念頭においた個別の避難計画等の策定状況については、「策定していない」74.3%、「策定している」が23.1%であった。

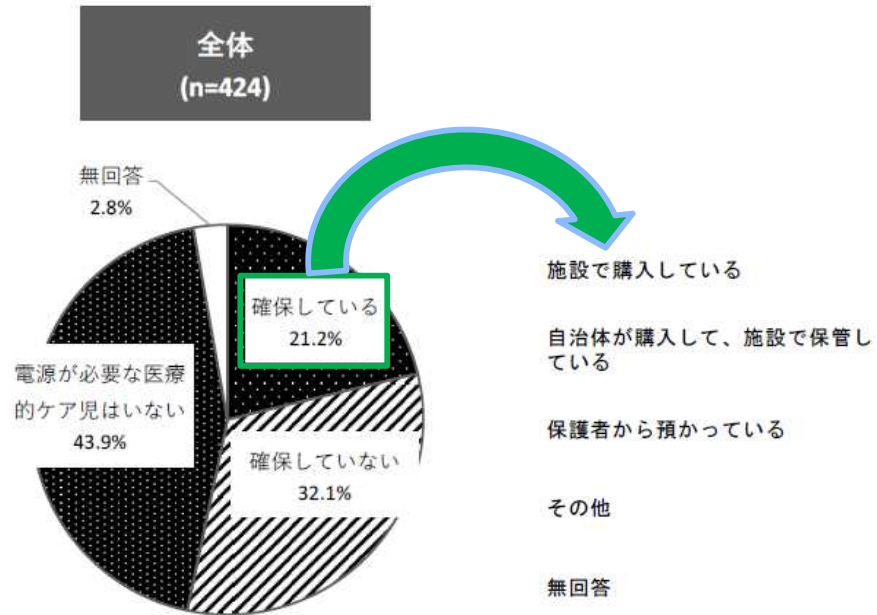


策定していない場合、その理由については、「どのように作成すればよいかわからない」が27.6%と最も多く、「作成する余力がない」が7.9%であった。



8 医療的ケア児に必要な電源確保

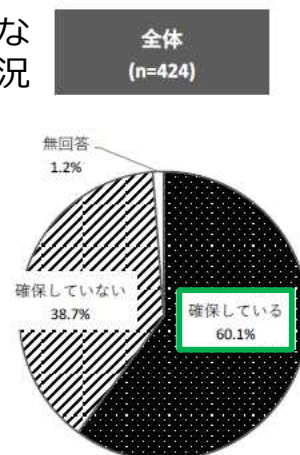
- ・災害時に備えた医療的ケア児に必要な電源（外部バッテリー等）の確保の状況については、「確保している」が21.2%、「確保していない」が32.1%であった。



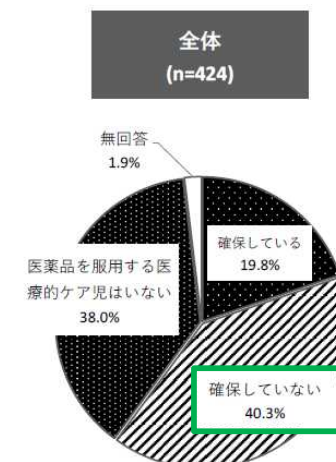
確保している場合、確保の方法については、「施設で購入している」が54.4%と最も多く、次いで「自治体が購入して、施設で保管している」が28.9%であった。

9 災害時に備えた備蓄確保の状況

災害時に備えた医療的ケアに必要な消耗品や非常食等の備蓄確保の状況については、「確保している」60.1%、「確保していない」が38.7%であった。



災害時に備えた医療的ケア児に必要な医薬品の備蓄確保の状況については、「確保していない」が40.3%と最も多く、次いで「医薬品を服用する医療的ケア児はいない」が38.0%であった。



保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドラインの概要

ガイドラインの目的

本ガイドラインは、医療的ケア児の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所（以下「保育所等」という）での受け入れにあたり必要となる基本的な考え方や留意事項等を示すことにより、各市区町村において、保育所等での医療的ケア児の円滑な受け入れ、および支援が図られることを目的とするものである。

ガイドラインの構成

はじめに

- 保育所等における医療的ケア児受け入れ、および支援のメッセージ

第1章 ガイドラインの趣旨・目的

第2章 保育所等における医療的ケアとは

- 医療的ケアへの対応と保育、保育所等において行うことができる医療的ケアの概要、医療的ケアを実施する際の留意事項について整理

第3章 医療的ケア児の受け入れに向けた環境整備

- 関係機関等との連携体制の整備、医療的ケア児の受け入れ方針の検討・周知、地域における医療的ケア児の保育ニーズの把握、受け入れ可能な保育所等の把握・整備（予算確保、体制確保、研修等）、マニュアル等の作成についてを記載

第4章 医療的ケア児の受け入れまでの流れ

- 受け入れ可能性の検討からはじまり、実際の受け入れに際しての確認・調整事項、支援計画の策定、受け入れ体制の確保、受け入れ後の行政による継続的な支援、関係機関との連携、保護者等との協力・理解についてを整理

第5章 受け入れ保育所等における医療的ケア児の生活

- 保育所等における医療的ケア児の一日の流れ、行事・園外活動、日常の保育実施にあたっての留意点を整理

おわりに

参考資料

- モデルケース、喀痰吸引等研修についての紹介、自治体取組事例集を掲載

ガイドラインのポイント

関係機関等との連携体制の整備

<市区町村>

- ✓ 市区町村は、保育所等における医療的ケア児の受け入れに関して、関係機関等と連携しながら主体的に取り組むとともに、保育所等に対し、医療的ケア児の受け入れに向けた技術的、経済的支援を行うことが望ましい。

<保育所等>

- ✓ 保育所等の施設長及び保育所等の職員は、必要な環境整備や体制整備について検討し、医療的ケア児の受け入れに取り組む。

<都道府県>

- ✓ 都道府県は、各市区町村における医療的ケア児の受け入れに係る取組を支援する。

医療的ケア児の受け入れ方針の検討・周知

- ✓ 市区町村は、地域の実情に応じて、医療的ケア児の受け入れ方針について検討し、その内容を庁内関係部署の間で共有するとともに、保護者に周知することが求められる。

地域における医療的ケア児の保育ニーズの把握

- ✓ 予算確保や体制整備のためにも、市区町村内における医療的ケア児の人数やその保育ニーズを把握する。

受け入れ可能な保育所等の把握・整備 (予算確保、体制確保、研修等)

- ✓ 保育所等における医療的ケアの提供体制としては、主に以下の5つのパターンがあり、複数の方法を組み合わせる場合もある。

- ・ 既に保育所等に配置されている看護師が行う
- ・ 新たに看護師を保育所等に配置して行う
- ・ 市区町村に所属する看護師が巡回して行う
- ・ 保育所等を管轄する市区町村から委託を受けた訪問看護事業所や児童発達支援事業所等の看護師が行う
- ・ 喀痰吸引等研修を受けた保育士等が行う

マニュアル等の作成

- ✓ 市区町村は、受け入れの対応方針や入所手続き、主治医からの指示書の入手方法、保護者への説明事項、医療的ケア実施の際の記録のとり方、関係者の役割分担や連携の取り方等に関してマニュアル等として整備し共有する。

受け入れ保育所等における医療的ケア児の生活

<一日の流れ>

- 1 登園**
 - ✓ 前日から登園までの家庭での様子等を連絡帳等に記載された情報をもとに聞き取り、医療的ケアに必要な器材や物品についての引き渡しを行う。
- 2 日中の保育**
 - ✓ 実施した医療的ケアは記録に残し、その情報についてはカンファレンス等で職員間で共有するとともに、連絡帳等を用いて保護者とも共有する。
- 3 医療的ケアの実施**
 - ✓ 医療的ケアの実施にあたっては、必要とされるケアの内容によって実施時間帯や実施場所が異なる。あらかじめ実施手順を整理し、それに基づいて実施することが大切である。
- 4 降園**
 - ✓ 児童の日中の様子に関する情報を伝達するとともに、その日医療的ケアに要した物品や器材の引き渡しを行う。

<行事・園外活動>

- ✓ 児童や保護者の希望を十分に聞き取り、できるだけ他の児童と同様の活動が実施できるように努める。

日常の保育実施にあたっての留意点

<状態の定期的な評価>

- ✓ 児童の状態に関しては、保育所等内で定期的にかンファレンスを行い、関係者間で情報共有する。

<プライバシーへの配慮>

<他の児童・保護者への説明>

<日々の健康観察>

<衛生管理・感染予防>

<緊急時に備えた対応>

<参考①> 「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」について 令和3年3月改訂

- 「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」は、実態調査により見えた課題等を踏まえ、平成30年度と同調査研究で作成した「保育所での医療的ケア児受け入れに関するガイドライン」に、保育所等における具体的な対応方法や事例を盛り込み、より実践的な手引きとしてとりまとめた。

【盛り込んだ主な事項】

■ 標題

- 保育所等での受け入れのみではなく、受け入れ後の支援も含めて推進するため、標題を「医療的ケア児の支援に関するガイドライン」とした。

■ 第3章 医療的ケア児の受け入れに向けた環境整備

- 関係機関等との連携体制の整備
 - ✓ 「医療的ケア児等コーディネーターの活用」、「市役所に配置された巡回看護師による調整、フォローアップ」などの事例を紹介。
- 医療的ケア児の受け入れ方針の検討・周知
 - ✓ 検討事項の例を具体的に記載するとともに、「住民への周知」事例を紹介。
- 受け入れ可能な保育所等の把握・整備（予算確保、体制確保、研修等）
 - ✓ 体制整備のための「保育士の喀痰吸引等研修の受講」、「訪問看護の活用」及び「施設内研修の実施」などの事例を紹介するとともに、マニュアル等の作成に必要な項目例を具体的に記載。

■ 第4章 医療的ケア児の受け入れまでの流れ

- 受け入れ可能性の検討
 - ✓ 「体験保育を通じた集団保育の状況確認」や「家庭訪問による状況把握」などの事例を紹介。
- 受け入れに際しての確認・調整事項
 - ✓ 急な体調不良、事故・災害発生時等の緊急連絡先、手順、対応方法について、主治医からの指示の内容を踏まえ、保護者との間で予め協議する必要性について記載。

○ 受け入れ体制の確保

- ✓ 一人の職員だけではなく、複数人がケア対応できるなど施設全体でバックアップできることが望ましい旨記載。

○ 受け入れ後の継続的な支援

- ✓ 「3か月に1度のケア委員会（施設職員、市職員、医師等）の実施」、「看護師（施設・市担当課）による定期カンファレンスの実施」などの事例を紹介。

○ 医療との連携、他分野・その他関係者との連携

- ✓ 体調の急変時に備えた「地域の中核医療機関との連携」事例を紹介。
- ✓ 子どもの特性や生活全体から捉えた支援を行うための「児童発達支援事業所との連携」事例を紹介。
- ✓ 就学に向けた個別支援計画を策定するための「学校・教育委員会との連携」事例を紹介。
- ✓ 保健的視点からの助言、理解促進のための「母子保健担当者との合同研修の実施」事例を紹介。

■ 第5章 受け入れ保育所における医療的ケア児の生活【追加】

- 一日の流れ（登園、日中の保育、医療的ケアの実施、降園）時や行事・園外活動におけるポイントを整理し、記載。
- 日常の保育実施に当たっての留意点
 - ✓ 定期的なアセスメントの見直し、プライバシーへの配慮、他の児童・保護者への説明、日々の健康観察、衛生管理・感染予防・緊急時に備えた対応、ヒヤリハット事例の蓄積・分析、事故防止策の検討について記載。

■ 保育所等における医療的ケア児の受け入れに係る自治体事例集

【追加】 15

<参考②> 「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」について 令和6年3月改訂

「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」は、実態調査により見えた課題等を踏まえ、令和2年度「保育所等における医療的ケア児の受け入れ方策等に関する調査研究で作成した「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」に、保育所等における具体的な対応方法や事例を盛り込み、より実践的な手引きとしてとりまとめた。

【盛り込んだ主な事項】

■第1章 法制定等に係る項目

○ 令和3年9月

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行
- 学校や教育委員会との連携による就学支援
- ✓ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」について、追記。
- ✓ 医療的ケア児の就学に向けた支援、就学に向けた主な流れの例を明記。

■第3章 医療的ケア児等コーディネーター、看護師等人材確保

- 全国で医療的ケア児等コーディネーターの養成の進展、医療的ケア児支援センターの設置
- ✓ 「医療的ケア児等コーディネーター」や「医療的ケア児支援センター」の近年の動向について追記。
- 看護師等人材確保・研修に関する財源
- ✓ 「医療的ケア児保育支援事業」の活用について追記。
- 看護師等の孤立の防止
- ✓ 看護師の専門性を考慮し、周りの保育士等との間で役割分担や職員間の連携体制を検討することについて明記。

■第4章 指示書等の宛先、障害分野との連携、就学支援

- 指示書等の宛先
- ✓ 看護師や保育士等が医療的ケアを実施する際は主治医から「施設長」宛に指示書等の書面による指示を得ることを明記。
- 児童発達支援事業所との併行通園
- ✓ 保育所等と障害児通所支援事業所等との並行通園について情報共有を行うこと等について追記。

■第5章 インクルーシブな保育、医療的ケア児の災害対応

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、保育所等と他の社会福祉施設が併設されている場合、一定の条件下で両者の特有の設備・人員を共用・兼務できることとなった。
- ✓ インクルーシブな保育の実践例として、児童発達支援事業所と保育所を併設している保育所の事例を追記。
- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方について必要な措置を講ずることとされた。
- ✓ 医療的ケア児の防災計画および医療的ケア児の受け入れを行う保育所のBCPに係る項目を追加。

災害時対応ガイドラインの目的

令和3年「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の附則において、「政府は、災害時においても医療的ケア児が適切な医療的ケアを受けることができるようにするため、災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされたことを受け、医療的ケア児の災害時における留意点および業務継続計画(BCP)作成のためのひな形を含め取りまとめた。保育所において、災害時の医療的ケア児の安全を確保し、業務を継続する体制を整えることを目的とする。

災害時対応ガイドラインの構成

I. はじめに

- ✓ ガイドラインのねらい等

II. 平常時の備えについて

- ✓ 災害時のリスク把握～停電時の電源確保等、平常時の備えについて留意事項を整理

III. 災害時の対応～想定にとらわれずに行動する～

- ✓ 災害発生時～発災直後における避難行動について記載。

IV. 業務の継続

- ✓ その後の業務の継続について、通常業務再開に向けた準備事項を記載。

V. 業務継続計画(BCP)の検証

- ✓ 業務継続計画(BCP)の実現のため、取り組みを浸透させる訓練や検証を行うマネジメント方法について記載。

VI. おわりに

参考資料(参考文献)

参考 業務継続計画(ひな形)

- ✓ 業務継続計画(BCP)作成のためのひな形

災害時対応ガイドラインのポイント

平常時の備え

〈医療的ケア児の基本情報〉

- ✓ 災害時を想定し、避難先や医療機関等において、こどもの状態や特性を正確かつ速やかに伝える備えが必要。あらかじめ基本情報や保育記録、診療情報等について書面やオンラインで情報をとりまとめておく。

〈関係者・関係機関との支援体制の構築〉

- ✓ 想定される関係者・関係機関と災害時の支援体制について検討し、日頃より組織の垣根を越えて連携体制を構築しておく。

〈避難について〉

- ✓ 避難の際に平時以上に時間を要することを想定し医療的ケア児が安全にたどり着ける避難経路を複数決めておく。また、避難方法にあわせて、避難支援のための人員も適切に配置する。医療的ケア児等の要配慮者への支援体制が整備される福祉避難所の活用も有効。

〈災害対策備品整備〉

- ✓ こどもの医療的ケアの内容に合わせて、保護者、医師・看護師等話し合いの上、必要な医療機器を備える。使用している医療機器については、あらかじめ災害時の対応方法について各医療機器メーカーに問い合わせの上、情報を得ておく。

〈ライフラインの対応策〉

- ✓ 人工呼吸器や吸引器等の電源を必要とする医療機器を使用する医療的ケア児にとっては、停電時の備えが不可欠となる。災害時においても医療的ケアを持続するために平常時より外部バッテリー等の電源確保の方法を検討しておく。電気を使わない機器の使用もあわせて検討する。

災害時の対応

～想定にとらわれずに行動する～

災害時においては、平常時における想定を超える事態となる可能性がある。そのため、災害発生後は情報収集に努め、周りの状況、施設・設備の状態等により、医療的ケア児の災害時の対応においても想定にとられない行動が必要となる。

〈災害発生〉

- ✓ 医療的ケア児は、医療機器の装着や車いすの利用から移動手段が限られる場合があることから、移動時に時間を要する可能性も考慮して早めの避難を心がけること。医療的ケア児の安否を確認するとともに、医療機器が正常に作動しているか、バイタルサインに異常がないか等のこどもの状態を確認すること。

〈発災直後〉

- ✓ 災害時には通信手段が途絶え、保護者と連絡が取れなくなる場合も想定し、予め保護者との間で引き渡しルールを決めておく。また、医療的ケア児の安否情報については、必要に応じて情報共有できる体制を整えておく。

業務の継続・BCPの検証

〈業務の継続〉

- ✓ 保育所が臨時休園等の対応を取るか否かは、保育の実施主体である市区町村が行う。施設等の安全が確保されたら、通常業務再開の準備を進める。

〈業務継続計画(BCP)の検証〉

- ✓ 医療的ケア児の避難計画は関係者・関係機関、地域の方々等へ共有し、避難訓練等を計画する。訓練実施後、BCPの課題について見直しや改善によりBCPの更新を行う。

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和6年度当初予算 459億円の内数 (457億円の内数) + 令和5年度補正予算額 185億円の内数

1. 施策の目的

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

2. 施策の内容

<管内保育所等>

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、**保育士の研修受講等**を行い、医療的ケア児を受入れ。



体制整備等

<自治体>

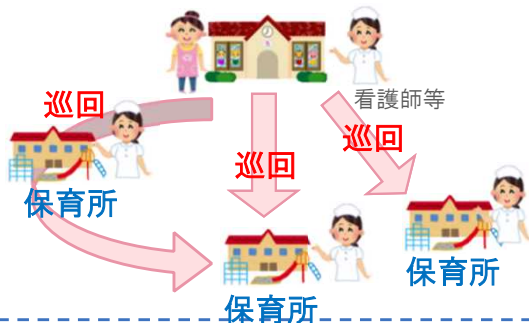
検討会の設置



ガイドラインの策定

検討会の設置やガイドラインの策定により、医療的ケア児の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。

【自治体による看護師確保】自治体が看護師等の確保をした上で必要な施設に対し、**効果的・効率的な巡回による看護師等の配置を行う。**



3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

※下線は令和5年度補正予算分

【補助基準額】

○基本分単価

- ① 看護師等の配置 1施設当たり 5,290千円
(2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算、さらに効果的・効率的な巡回による看護師配置を行うことを目的として「医療的ケア巡回型」を創設。(1自治体あたり5,010千円)【拡充】)

○加算分単価

- ② 研修の受講支援【拡充】 1施設当たり 300千円
※看護師等及び保育士等が喀痰吸引以外の研修を受講する場合も対象とする。
- ③ 補助者の配置 1施設当たり 2,232千円
- ④ 医療的ケア保育支援者の配置 1市区町村当たり 2,232千円
(喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)
- ⑤ ガイドラインの策定 1市区町村当たり 577千円
- ⑥ 検討会の設置 1市区町村当たり 360千円
- ⑦ 医療的ケア児の備品補助【拡充】 1施設当たり 10万円
(医療的ケア児の個別性に応じて必要となる備品 例：抱っこひも・ベッド等)
- ⑧ 災害対策備品整備 【拡充】 1施設当たり 10万円
(災害対策として停電時等に必要となる備品 例：外部バッテリー・手動式吸引器等)
※②、⑤、⑥はそれぞれ単独で補助することを可能とする。

【補助割合】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

*医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を嵩上げ
3年後の医療的ケア児の保育ニーズ（見込み）に対して、受入予定の医療的ケア児人数（見込み）が上回ること。

国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3

国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6